

平成25年12月19日

放送受信料の未収者に対する強制執行の実施予告について

NHKは本日、7都府県の9人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行の手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 7都府県9人
(東京都2、神奈川県2、埼玉県1、大阪府1、兵庫県1、滋賀県1、
福岡県1)

※ 支払期限 平成25年12月27日